

いじめの重大事態に係る調査報告書 概要版

1 本件の概要及び経緯

令和3年9月、当時、中学校1年生のAは、新型コロナワクチンを接種したが、副反応のため授業中に机に伏せたり、学校を遅刻、欠席したりすることが増えた。その様子を見た同級生のBがAに対し「寝てていいよな」と言ったことで、Aは「学校へ行きたくない」と思うようになり、徐々に登校できない状態になっていった。同年11月、A保護者は、学校に対して「川崎市いじめ防止基本方針」を基に組織的な対応をするよう訴えた。同年11月20日、学校において、BからAへの謝罪の会を設定したが、本事案の、学校内での理解と共有が不十分なまま、早急に会を開いてしまった。

当該中学校は校内いじめ防止対策会議を開催し、「いじめ対応マニュアル」及び「いじめの対応についての報告書」を作成し、A保護者に提示するとともに、職員研修を実施したが、A及びA保護者から、学校によるBへの指導内容及びB保護者への助言内容に納得がいかず、いじめにより相当な期間登校できなくなったとの申立てがあったため、調査主体を学校とし、いじめ重大事態の調査を開始した。

学校主体の調査委員会は、いじめの防止等のための基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに照らし、学校のいじめ対応等の検証、考察を進めた。学校主体の調査委員会が作成した報告書について、川崎市いじめ問題専門・調査委員会が見解を加えた。

今回の調査報告については、市立学校及び教育委員会事務局内で共有し、再発防止に取り組む。

2 いじめ重大事態とは

- ・重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。
- ・これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- ・重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」）

3 当該生徒及び関係生徒

(1) 当該生徒 当時1年男子（A）

（欠席日数等）1年次 出席153、欠席0、出席停止等48（コロナ不安4、いじめの申立て44）

2年次 出席168、欠席1、出席停止等33（いじめの申立て33）

3年次 出席131、欠席0、出席停止等65（いじめの申立て65）

※「出席停止等」とは、非常変災※1等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合をいう。

(2) 関係生徒 当時1年男子（B）

4 調査委員会が認定した事実

『令和3年10月15日、体調が悪く机に伏せていたAが、Bから「寝てていいよな」と言われた』

Aから上記の訴えがあった。当時、担任がB本人から事情を聴取したところ、当該発言をした事実を認めた。また、当時その場に居合わせた数学の担当教諭が、Aに対するBの発言に気づき、直ちに指導を行っていたことが確認された。Aの訴え、及びBからの聴取内容、並びに教員による当時の認知および指導状況を総合的に踏まえ、上記のAの訴えを事実と認定した。

また、認定した事実を、いじめ防止対策推進法第2条で定義するいじめに当たるかを検討し、Aが嫌な気持ちになり、その際、AはBを友達として信頼していたのに裏切られたと感じ、心身の苦痛を感じていたと推察されることから、当該事項をいじめとして評価した。その結果、Aは「学校へ行きたくない」と思うようになり、登校できない状況となった。欠席日数は30日を超え、法28条第1項2号に規定される「相当の期間」に該当する。よって、本事案はいじめによる二号重大事態に該当する重大事態である。

また、事案発生後の学校対応の不備により、Aが「生きていくのがつらい」等の言葉を発し、心療内科にお

いて、うつ状態や適応障害と診断され内服治療を開始する要因の一つとなったと考えられる。

5 学校及び教育委員会の対応に係る考察

(1) Aの状況の深刻さと「いじめ」としての認識の遅れについて

表面に見えている現象だけでなく、Aの言葉の背景を想像することが必要であり、表面に見えている「寝てていいよな」と言われたことを、大人のバイアスで「こんなことくらいで」と思う気持ちが、Aに寄り添えなかったことの一番の要因である。Aが発した「生きるのに疲れた」という言葉と、痩せていった容姿の重みを受け止める力が弱かったことが、本事案における学校の大きな反省点である。この言葉や容姿をどの教職員も重大なことであると受け止められなかったということになり、学校全体の教職員の同僚性※2や組織の在り方にまで及ぶ課題である。

(2) 学校いじめ防止基本方針への認識不足について

本学校のいじめ防止基本方針「保護者への対応」では「いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します」とされているところ、学校側はこれを遵守しておらず、本学校のいじめ防止基本方針の存在をも認識していなかった。

また、Aの聞き取りをした結果を含めて、Aの苦痛が深刻化していることについてB保護者に協力を求めていれば、令和3年11月20日（土）の謝罪の会で、Aへの謝罪の言葉を出せずにいたBの代わりに、B母がA母不在の場面でAに謝罪するやりとりにはならず、Aが更なる辛い状況に追い込まれることを回避できた可能性があった。

(3) 組織的対応の欠如について

1年次担任と学年主任は日常よくある生徒間のトラブルとして対応していたがために、深刻ないじめとして校長に報告されることはなく、組織的対応は欠如していたに等しく、情報の共有のみにとどまっていた。結果的に本事案の対応は学年職員に一任され、学校側が組織としていじめを認知し、適切な対応をすることにはつながらなかった。

学年内及び学校全体で問題を共有することで指導方針を検討し、教職員間でAやBの話の聞き役を決定することや、専門家（養護教諭やスクールカウンセラー等）に意見を求めることもできたはずである。さらに、1年次担任は、AB間の問題の解決が困難と感じた令和3年11月20日（土）の謝罪の会以降も、Aの心的反応や「死にたい」と口にしていることなどから重大な事態であると捉えて、校内いじめ対策ケース会議を開催するべきだった。

(4) 保護者への働きかけと協力関係について

令和3年10月22日（金）、1年次担任はA母から「Aがクラスの複数の生徒から寝てていいよなと言われ、学校に行きたがらない。生きていくのに辛いと言っている。しばらく休ませる」と連絡を受けた。

それまでのAの学校での状況とA母の連絡を踏まえ、迅速かつ丁寧にBへの聴取と指導を行っていれば、問題の解決への糸口が見つかる可能性はあった。しかしながら実際には、そこから1か月近くが経った11月17日（水）朝に、A母から「医者に、根本的な解決が必要だと言われた。犯人探しをするわけではないが、加害生徒の保護者はどう思っているのか」と問われたところで慌てて、その日のうちにBへの聴取と指導、その後B保護者に報告の電話をすることとなった。本来であれば、いじめ対応として、Bへの聞き取り前にA本人から信頼ある教職員が聞き取りを行い、Aの心の救済を優先するべきであった。

(5) 新型コロナワクチンの副反応への理解不足について

Bの「寝てていいよな」発言以降も、Aは体調不良で机に伏せていることをクラスの生徒全体に伝えるだけに留まった。体調の悪い生徒に対し、周囲の生徒に理解と配慮を促すこと自体は誤りではないが、今回のクラス全体指導については、Aとコミュニケーションをとり、必要に応じてA保護者の協力を得ながら、どのようにクラスに伝えれば、理解が得られるのかを一緒に考え、学校全体の課題として捉え対応に当たるべきだった。コロナワクチンの副反応について、学校における組織的対応や専門家（養護教諭や医療関係者）との連携を図ることで、判断に客観性を確保し適切な対応や指導をすることができたはずである。

(6) 教育委員会事務局と学校との情報共有・連携不足について

教育委員会は、平時からの備えとして重大な事態が疑われる場合や、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して適切な指導・助言を行うべきであり、A母が教育委員会の教育相談室に相談してから、区・教育担当が学校へ指導に入るまでに5か月を要したのは、教育委員会と学校との情報共有や連携が不足

していたものと考えられる。

(7) 重大事態調査への移行について

教育委員会は、令和6年3月12日（火）にA母の正式な申立てを受け、初めて重大事態調査に向け対応した。しかし、令和5年3月30日（木）にA母は、学校対応の検証と実効的な再発防止策を立案する過程に第三者的な有識者を入れてほしいと要望しているが、教育委員会と学校は、A保護者の一定の理解を得たとはいえ、重大事態調査に拠らずに、独自のいじめ調査と報告書作成を提案し対応を続けていた。その後、その対応が十分ではないことをA母から指摘され、重大事態調査の申立てを受けることとなるが、調査への移行の判断に遅れがあったものと考えられる。

(8) 生徒Aの学校復帰について

教育委員会は、令和5年度（Aが3年次）に、Aの学校復帰を最優先に学習支援と心のケアが必要であると考え、学校に具体的な対応をするよう指示した。9月からは、Aのための時間割（学習支援プログラム）が具体化し、学校生活への復帰として直接的な施策が始まった。学習指導については、Aが話しやすい教職員を配置し、心の傷を少しでも癒やせるよう配慮した。具体的には、他学年教職員を含めて多くの教職員がAと触れあうことで人間関係の温かみを感じさせるとともに、Aの長所を発見し伝えることで、Aの自己肯定感が高まるように努めた。その後、Aは少しずつではあるが、教室に入り給食とその前後の授業に参加することができるようになっていった。

また、令和5年7月には、教育委員会が教職員向けに、学校いじめ対応マニュアルの使い方とともに、生徒の気持ちに寄り添った指導と生徒との関係づくりについての研修を実施した。

(9) 保護者への寄り添いについて

教育委員会は、令和5年度（Aが3年次）に、学校と連携しながら、専門家（スクールカウンセラーや学校法律相談弁護士）の助言をもとに、再発防止策の策定や関係教職員へのアンケート調査を実施した。その後、A母への説明や学校での面談を重ね、要望に応じて具体的な対応（個別学習支援プログラムの提示、学校作成の報告書と学校いじめ対応マニュアルの説明など）を学校とともに実施した。A母の要望に寄り添いつつ、具体的な対応が進む一方で、A母から学校のB保護者への指導について対応の不足を指摘された。区・教育担当が、直接B保護者と面談をする提案や、A母の思いをどうにかB保護者に伝える方法をA母と共に模索した。この年度から、A母の要望を受け入れる姿勢や具体的な施策が徐々に強化されたと言える。

6 再発防止策

(1) いじめ防止対策推進法に則った対応

本事案を教訓に、教職員間でいじめ対応についての共通理解と組織で対応できる体制づくりを日常的に進める。

(2) 校長のリーダーシップ

いじめの内容、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、教職員全員の共通理解を図る。いじめを認知した際には情報を一元化し、問題解決に向けた対応方針や計画を立てるに当たってリーダーシップを発揮する。

(3) いじめの未然防止と早期発見

令和5年度学校作成の「(学校) いじめ対応マニュアル」にも記述のとおり、日々の健康観察や様子観察、いじめを疑う視点を常にもつこと、アンケート・教育相談・かわさき共生＊共育プログラム・効果測定で生徒の現状把握を体系的に行うことで、いじめの早期発見・早期解決につなげる。

(4) 校内いじめ対策ケース会議

いじめやいじめの疑いの情報を得た教職員が、直ちに学年の教職員、生徒指導担当、管理職、校内いじめ防止対策会議に報告し、校長の判断のもと、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げる体制を整備し、同会議では情報共有だけに留まらず、事実関係の把握とその後の対応に向けた準備や役割分担を行うものとする。

(5) いじめ発生後の適切な対応

いじめを受けた生徒の心のケアと学習支援に最優先で当たるとともに、いじめを行った生徒がいじめを受けた生徒の置かれた状況や心情を理解することが重要であり、いじめを行った生徒には指導を通して反省と再発防止の意識を育てる。さらに、背景要因を含めた事実の把握と、いじめを受けた生徒の思いに寄り添った丁寧な対応が不可欠であり、いじめが解消した後も双方生徒の関係性に細心の注意を払う必要がある。

(6) いじめを受けた生徒に対する支援体制や関係機関との連携

いじめを受けた生徒に対しては、初期対応から適切な支援を行うことはもとより、心のケアの必要性にも十分留意し、スクールカウンセラーや医療機関とも連携を図りながら、多面的・多角的なアセスメントを行う。

(7) 保護者との適切な協力関係

保護者と学校の信頼関係を構築するために、生徒の心身の変化や、対象生徒側、関係生徒側の訴え、思いを受け止め、迅速かつ丁寧に対応する体制を整えることが求められる。学校で確認した事実は保護者に正確に伝え、解決に向けた具体的方針と対応策を示し、再発防止に向けての理解と協力を求める。そして、保護者を共に解決を目指すパートナーとして位置付け、信頼関係を築いていく姿勢が、生徒の安心・安全な学校生活を守る基盤となる。

(8) 平時からの備え

教育委員会は、平時からの備えとして、学校が認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについて、校内いじめ防止対策会議等の対応の状況及びその解消に向けた取組の状況を定期的に確認し状況の把握を行う。特に、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、教育委員会と学校との情報共有や連携を適切に行い、学校に対して適切な指導・助言を行う。

(9) 重大事態調査の実施について

重大事態は児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある段階を指すことから、教育委員会は、校内いじめ防止対策会議における事実確認の結果を踏まえ、これらの疑いが生じた段階から弁護士等の専門家からの助言等を得ながらいじめ重大事態の判断を行い、速やかに調査等を行う。また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査等を行う。

7 川崎市いじめ問題専門・調査委員会の見解

【ポイント】

①学校と教育委員会の対応の不備

- ・ 早期にいじめの深刻さを認識できず、組織的対応が不足していた。
- ・ 謝罪の会の進行管理が不適切で、関係者全員に心理的負担を与えた。
- ・ 教育委員会との連携不足により、重大事態調査の開始が遅れ、生徒Aへの支援が後手に回った。

②謝罪の会の問題点と人間関係の背景

- ・ 生徒Aと生徒Bの関係性を十分に理解せず、謝罪の会を実施したことで、生徒Aの孤立感が深まった。
- ・ 生徒Bの発言の意図や背景を考慮せず「加害者」として扱ったことが、関係修復を困難にした。

③再発防止策と今後の課題

- ・ 組織的対応の徹底と情報共有の強化が必要である。
- ・ 専門家との連携による包括的な支援体制の構築が求められる。
- ・ 保護者との信頼関係の構築と、関係生徒への援助も重要である。

学校主体の調査委員会が作成した報告書についての川崎市いじめ問題専門・調査委員会の見解（全文）は次のとおり。

1 はじめに

本調査報告書は、川崎市立中学校において発生したいじめの重大事態に関し、学校主体の詳細な事実調査を行い、学校及び市教育委員会の対応並びに今後の再発防止策について検討したものである。

本調査報告書第6章にて、いじめに関する事実認定がなされてはいる一方で、第5章記載の関係者からの聴取内容の分量に比して限定的になってしまっていることや、第5章における情報の整理が十分にこなされてはいないこと、第7章等で散見される「考察」という表現から学校側が本件重大事態をどこか第三者的に見ていないか懸念されること等の不備はあるものの、学校と市教育委員会が当然自己批判的に分析しながらも率直にまとめ上げており、一定程度の誠実な姿勢がうかがえる。本報告書から読み取れるのは、本件が、当該学校と川崎市教育委員会における、いじめ対応における重大な課題を浮き彫りにした事案であるということである。本報告書につき、その内容を踏まえ、川崎市いじめ問題専門・調査委員会として見解を述べる。

2 当該学校の対応について

当該学校の対応として、対象生徒の状況の深刻さを早期に認識できなかった点は極めて問題であり、いじめ防止基本方針が実効性を持たない形で運用されていたことが明らかとなった。特に、いじめ防止対策チームの形骸化や担任の単独対応など、組織的対応の欠如が指摘できる。いじめは個々の教職員の判断に依存するのではなく、学校全体で組織的に迅速かつ適切に対応できる体制が求められる。初期の対象生徒への対応において、対象生徒の体調・病状について、学校内での理解と共有が不十分だったことは、本件の事態を悪化させた要因と考えられる。さらに、当該学校としては、解決のための方針として、謝罪の会を実施している。早期解決のための迅速な実施を意図した点は肯定的に評価できるとしても、その実施に至るまでの準備については、以下のような不備が認められる。すなわち、学校側による対象生徒からの聴取ができておらず、対象生徒自身が関係生徒の発言に対して、どのような思いを抱いているかを十分に把握できていなかった。その後の対象生徒の状況からみれば、対象生徒の気持ちを十分に把握せずに、早急に謝罪の会を開いてしまったことが、本件事案の解決を困難とした大きな要因であったと考えられる。また、同様に対象生徒の保護者の気持ちについても、事前の聴取が不十分であった。

次に、関係生徒側に対する対応であるが、担任と関係生徒との面談で、対象生徒の体調・病状を知らずに悪気なく発言してしまった、との関係生徒の発言に対して、担任が「でも、その一言が対象生徒を傷つけてしまったんだよ。」と返し、関係生徒が沈黙をしてしまっている状況があった。その時点で、関係生徒がなぜ沈黙をしてしまったのかを検討し、関係生徒の内省を促すよう適切に指導をできていれば、謝罪の会において、関係生徒が対象生徒に対して謝罪をすることはできたのではないかと考えられる。対象生徒と関係生徒との関係性に立ち戻ると、対象生徒は、関係生徒とは小学校時代から仲が良かったこと、そのため、1年生の時の関係生徒の発言で裏切られたと感じ、そのショックを引きずっていると述べている。対象生徒と関係生徒の関係性は良好であったが故に、対象生徒は深く傷ついたと考えられるが、その良好な関係性があったからこそ、関係生徒は悪気なく「寝てていいよな。」と発言したと考えられるのであり、自身の発言が「加害行為」とされ、謝罪の会で意に反した発言を強要され、さらに自身の母親に結果として謝罪をさせてしまった関係生徒の心情にも、一定の配慮が必要であった。

本件報告書からは、本件における謝罪の会を経て、対象生徒はますます孤立感を深め、自身の気持ちを正しく理解してくれる人は誰もいないと感じるに至ったことが見て取れる。これはひとえに、上述したように、当該学校の本件事案についての進行管理が不適切だったためと考えられるであり、その結果、対象生徒のみならず対象生徒母と関係生徒と関係生徒母にも心理的な負担を負わせることとなった。対象生徒の心の傷を考えれば、軽々には言及できないが、関係生徒としても、対象生徒との関係性を考慮されずに、当該学校から一方的に加害者とされ、謝罪を強要されることに抵抗を感じたのはやむをえない面もある。当該学校の不適切な対応により、「加害者と被害者」という構図に、対象生徒と関係生徒を引きずり込んでしまったことで、双方の関係修復を困難にしまった事案といえる。

3 川崎市教育委員会の対応について

市教育委員会の対応として、平時から学校との連携が十分でなく、重大事態調査の開始が遅れたことで、対象生徒への適切な支援が後手に回ったことは、いじめ対応を考えるにあたり、極めて深刻な問題である。

本件では、令和4年8月19日の教育相談室への連絡で、主訴は学校の対応についての相談であったと思われるが、対象生徒の母から本件事実に関する相談があった事実からすれば、本件いじめについての訴えも当然に含んだ相談であったと思われる。そうであるのにもかかわらず、その後の対応を当該学校任せにしたことには疑問が残る。

また、令和5年1月に、対象生徒の母が市長へ手紙を送付している事実からすれば、その手紙には本件事実及び経過が記載されているものと思われ、少なくとも、この時点で、いじめ防止対策推進法28条1項に定めるいじめ重大事態として取扱いをするべきであったと考えられる。本件が、いじめ重大事態として市長へ報告されるのは、上記対象生徒母の手紙から一年6ヶ月程度経過した令和6年7月のことである。

いじめ重大事態として対応が遅れた理由として、市教育委員会及び当該学校が、対象生徒及びその保護者との話し合いを優先させたであろう事情も認められなくはないが、その期間を考慮すれば、少なくとも、いじめ防止対策推進法の理解が、教育委員会内において十分に浸透していたとはいえないと判断せざるを得ない対応であった。

また、教育委員会により、学校復帰の支援が行われたものの、スクールカウンセラーや養護教諭、医療機関等との連携がなく、生徒の心理的負担を最小限にするための配慮が不足していたと考えられる。

4 再発防止策について

いじめの対応については、いじめ防止対策推進法に則った組織的対応の徹底が不可欠である。特に、いじめの認知の段階に関しては、生徒が「心身の苦痛」を感じた時点で速やかに組織として対応を開始し、教職員間での情報共有を徹底することが重要である。校長がリーダーシップを発揮し、いじめ対応に関する情報を一元化するとともに、全職員の共通理解を促し、事実を元に対応する仕組みの強化が求められる。また、未然防止と早期発見の観点から、日常的な生徒の観察やアンケート・カウンセリングの活用を推進し、いじめの兆候を見逃さない体制を確立すべきであることは、法の要請するところでもある。

いじめが発生した際には、迅速にケース会議を開き、専門家の意見を取り入れながら、対象生徒の安全確保を最優先とする対応が求められる。加えて、謝罪の会をもって問題が解決したとするのではなく、いじめを受けた生徒への継続的な心のケアを重視することが不可欠である。また、いじめの問題を正確に分析するためには、児童生徒のメンタリティやコンディション、家庭環境、成育歴を十分に把握し、背景要因まで踏み込んで調査をすることが不可欠である。本調査報告書は、学校内で起きたことについては非常によく調査されているが、学校主体調査となると、児童生徒の家庭環境を含め背景要因まで踏み込んで調査することが困難である。このため、専門家（スクールカウンセラーや、養護教諭、医療機関）との連携を強化し、生徒個々の事情や背景を含めた包括的な支援体制を構築することが望まれる。保護者との信頼関係の構築も、いじめ防止の鍵となる。学校は保護者と適切に情報を共有し、対応方針を明確に示すことで、協力体制を強化する必要がある。

本件における当該学校の対応の不備は、先述したとおり自己批判的に指摘されており、当該学校も認識していると思われる。その上で、本件調査報告書に挙げられている再発防止策は、法律を踏まえた、実践的なものになっていると判断できる。

また、この調査報告書の趣旨からは外れるが、親しい関係であった生徒同士のトラブルが契機となるケースについては、対象生徒はもちろんのこと、関係生徒への援助も重要であることも、再発防止の観点から、ここで述べたい。

5 おわりに

学校の設置者や学校による、いじめへの対応が不適切だった場合、対象生徒・関係生徒の人生をも狂わせてしまう可能性がある。今回の事案を教訓とし、当該学校と市教育委員会が一体となって、いじめのない安心安全な教育環境を構築するための具体的な施策を継続的に実施していくことが強く求められる。

8 調査の経過

・市長への重大事態発生報告	令和6年7月 9日
・教育委員会会議（定例会）への重大事態発生報告	7月 9日
・いじめの重大事態に係る調査委員会（学校主体による調査開始）	7月19日
・いじめの重大事態に係る調査委員会（学校主体による調査終了）	令和7年7月29日
・いじめ問題専門・調査委員会による見解	令和8年5月26日
・教育委員会会議（定例会）への調査結果の報告	8月18日
・川崎市いじめ重大事態再調査検討委員会	8月19日
・市長報告	8月21日
・議会報告	8月25日
・報道発表	8月25日

※1 非常変災…地震、台風、豪雨、洪水、津波、噴火等の異常かつ重大な災害を指します。

※2 同僚性……教職員同士が互いに支え合い、学び合い、協力しながら生徒指導を進める関係性のことです。